

東京農業大学校友会京都府支部規約

(名称)

第1条 本支部は、東京農業大学校友会京都府支部と称する。(以下本支部は、支部と称する。)

(目的)

第2条 支部は、会員相互の親睦を図ると共に、会員の社会活動の助長を促進し、併せて東京農業大学及び短期大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の集会並びに会議に関する事項
- 2 会員の名簿、会報の発行
- 3 会員の研究発表
- 4 見学、各種講演に関する事項
- 5 その他支部の目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第4条 支部の事務所は、支部長宅に置く。

(書類等の保存)

第5条 支部規程、会務に関する書類、会員名簿及び議事録等は支部事務所に保存する。

(会員)

第6条 支部の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 東京農業大学校友会会則第6条に定める正会員であって京都府内に居住する者。
- 2 名誉会員 支部に関し特に功績のあった者で会員の推薦により役員及び相談役の銜衡を得て総会の承認を得た者。

(役員)

第7条 支部の役員は、次のとおりとする。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 2名
- 3 幹事 10名程度
- 4 監事 2名

(相談役・顧問)

第8条 支部に若干名の相談役を置くものとする。

- 2 支部に若干名の顧問を置くことができる。

(役員を選出及び相談役、顧問の推挙)

第9条 支部長、副支部長、幹事、監事は総会において会員中から選出する。

2 相談役及び顧問は、役員会の銓衡を経た後、総会において推挙するものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補充により就任した役員は、前任者の任期を継承する。

3 任期終了といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員職務権限)

第11条 支部長は、会務を統括し、支部を代表する。

副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は、支部長が欠けたときは支部長の職務を行う。

幹事は、支部長の連絡を受けて会務を処理する。

監事は、財産・会計・会務の執行について監査する。

(相談役職務権限)

第12条 相談役は、重要な事項について支部長の諮問に応じるものとする。

(地域部会及び教育部会)

第13条 支部に地域部会及び教育部会を置く。

地域部会は、北・中・南の3部会とする。

地域部会及び教育部会の諸規程は別に定める。

(会議)

第14条 支部の会議は、次のとおりとし、支部長が招集する。

1 総会 通常総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開催し、支部規程の変更、役員選出、次号の年次計画、事業の報告等の事項を審議決定する。

2 役員会 支部長が必要と認めるとき臨時開催し、相談役・顧問の銓衡、支部の活動運営、校友会本部、大学との連絡事項等について審議する。

(会計)

第15条 支部の経費は、会費年1,000円、寄付金及び雑収入をもって充てる。

2 会員は、会費負担の義務を負う。

3 支部は、部会経費の一部を補助する。

4 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(規程の変更)

第16条 支部規程は、総会において出席会員3分の2以上の同意があれば変更することができる。

附則

支部規約は、昭和40年8月22日より施行する。

昭和40年8月22日設立

平成12年11月19日一部改正（文書整理）

平成13年11月18日一部改正（部会を置く、役員増員）

平成16年11月16日一部改正（監事を置く）

平成20年10月11日一部改正（文言の整理、削除等）